

茨城労働局発表
令和4年7月4日(月)

【照会先】

茨城労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 庄司 雅則
労働紛争調整官 正岡 英嗣
【直通電話】029-277-8295

「令和3年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表します ～10年連続で「いじめ・嫌がらせ」の件数が最多～

茨城労働局(局長 ^{しもかどけいじ} 下角圭司)は、このたび、茨城労働局管内の令和3年度個別労働紛争解決制度の施行状況をまとめましたので、公表します。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度で、「総合労働相談^{*}1」、都道府県労働局長による「助言・指導^{*2}」、紛争調整委員会による「あっせん^{*}3」の3つの方法があります。

茨城労働局では、今回の施行状況を受けて、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

【ポイント】

1 総合労働相談件数、あっせんの申請件数は前年度より減少。助言・指導の申出件数は前年度より増加。総合労働相談件数のうち民事上の個別労働紛争相談件数⁴は過去最多。

- ・総合労働相談件数 23,566件(前年度比 3.5%減)
うち民事上の個別労働紛争相談件数 5,838件(同 2.0%増)
- ・助言・指導申出件数 221件(同 8.3%増)
- ・あっせん申請件数 123件(同 10.2%減)

2 民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の全ての項目で、「いじめ・嫌がらせ」が引き続き最多⁵。

- ・民事上の個別労働紛争相談件数では、2,191件で10年連続最多(第2図参照)。
- ・助言・指導の申出では、49件で最多(第4図参照)。
- ・あっせんの申請では、50件で最多(第6図参照)。

- 1 「総合労働相談」：茨城労働局内及び県内 8 つの労働基準監督署内に総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応。
- 2 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。
- 3 「あっせん」：紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。
- 4 「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く）。
- 5 令和 2 年 6 月、労働施策総合推進法が施行され、大企業の職場におけるパワーハラスメントに関する個別労働紛争は同法に基づき対応することとなったため、同法施行以降の大企業の当該紛争に関するものは、いじめ・嫌がらせに計上していない。なお、同法違反の疑いのある相談は「労働基準法等の違反の疑いがあるもの」として計上している（以下、本資料において同じ。）。

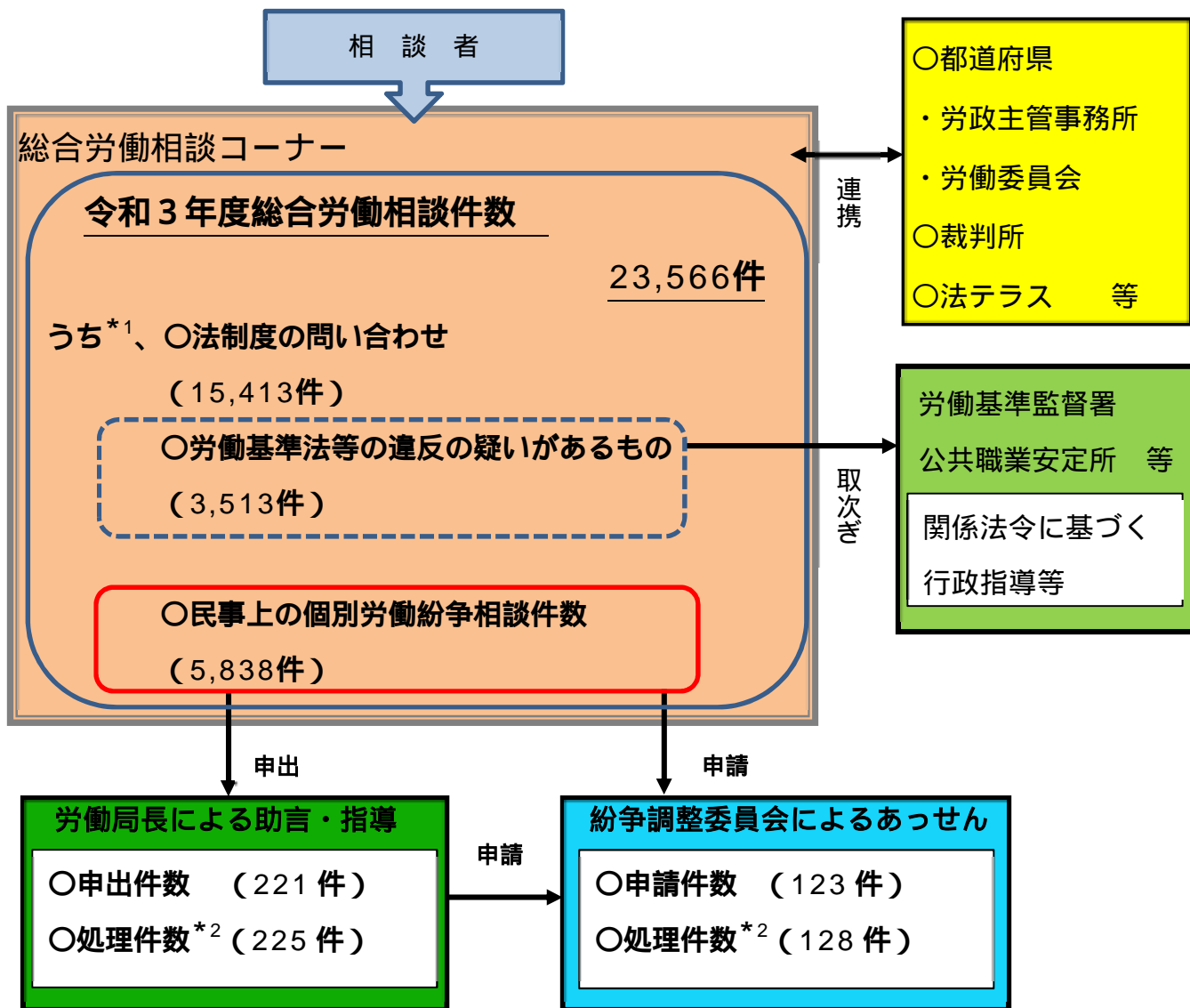
参考

- 同法に関する相談件数：283 件
- 同法に基づく紛争解決の援助申立件数：1 件
- 同法に基づく調停申請受理件数：6 件

【別添資料】

- 別添 1：個別労働紛争解決制度の枠組み及び県内総合労働相談コーナーの所在地・連絡先
 - 別添 2：令和 3 年度個別労働紛争解決制度の運用状況
 - 別添 3：令和 3 年度助言・指導及びあっせんの事例
- （参考）個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

個別労働紛争解決制度の枠組み



*1 1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

*2 年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。

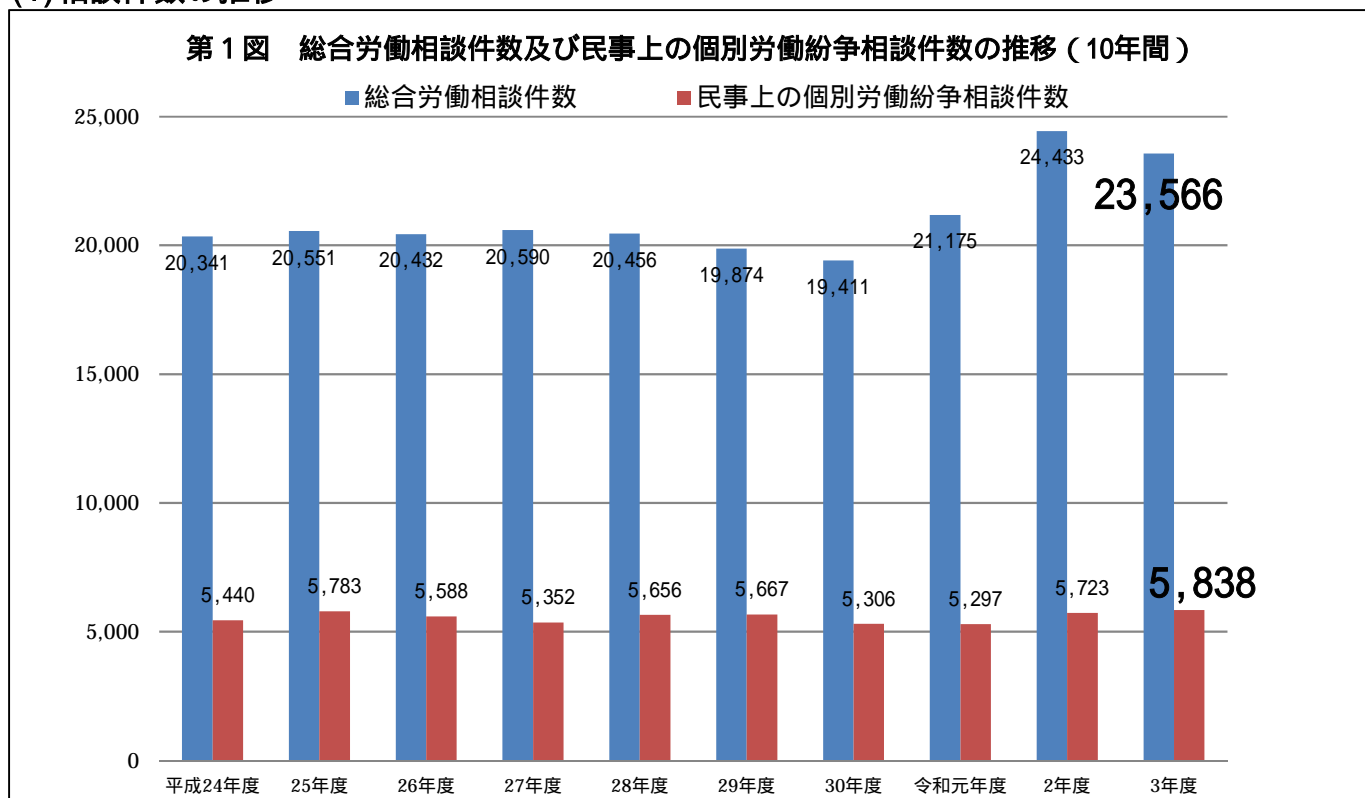
県内の総合労働相談コーナーの所在地・連絡先

茨城労働局総合労働相談コーナー 〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31 6F 茨城労働局雇用環境・均等室 TEL 029-277-8295	水戸総合労働相談コーナー 〒310-0015 水戸市宮町 1-8-31 3F 水戸労働基準監督署内 TEL 029-277-7925	日立総合労働相談コーナー 〒317-0073 日立市幸町 2-9-4 日立労働基準監督署内 TEL 0294-88-3977
土浦総合労働相談コーナー 〒300-0805 土浦市穴塚 1838 4F 土浦労働基準監督署内 TEL 029-882-7017	筑西総合労働相談コーナー 〒308-0825 筑西市下中山 581-2 筑西労働基準監督署内 TEL 0296-22-4564	古河総合労働相談コーナー 〒306-0011 古河市東 3-7-32 古河労働基準監督署内 TEL 0280-32-3232
常総総合労働相談コーナー 〒303-0022 常総市水海道淵頭町 3114-4 常総労働基準監督署内 TEL 0297-22-0264	龍ヶ崎総合労働相談コーナー 〒301-0005 龍ヶ崎市川原代町四区 6336-1 龍ヶ崎労働基準監督署内 TEL 0297-62-3331	鹿嶋総合労働相談コーナー 〒314-0031 鹿嶋市宮中 1995-1 鹿嶋労働基準監督署内 TEL 0299-83-8461

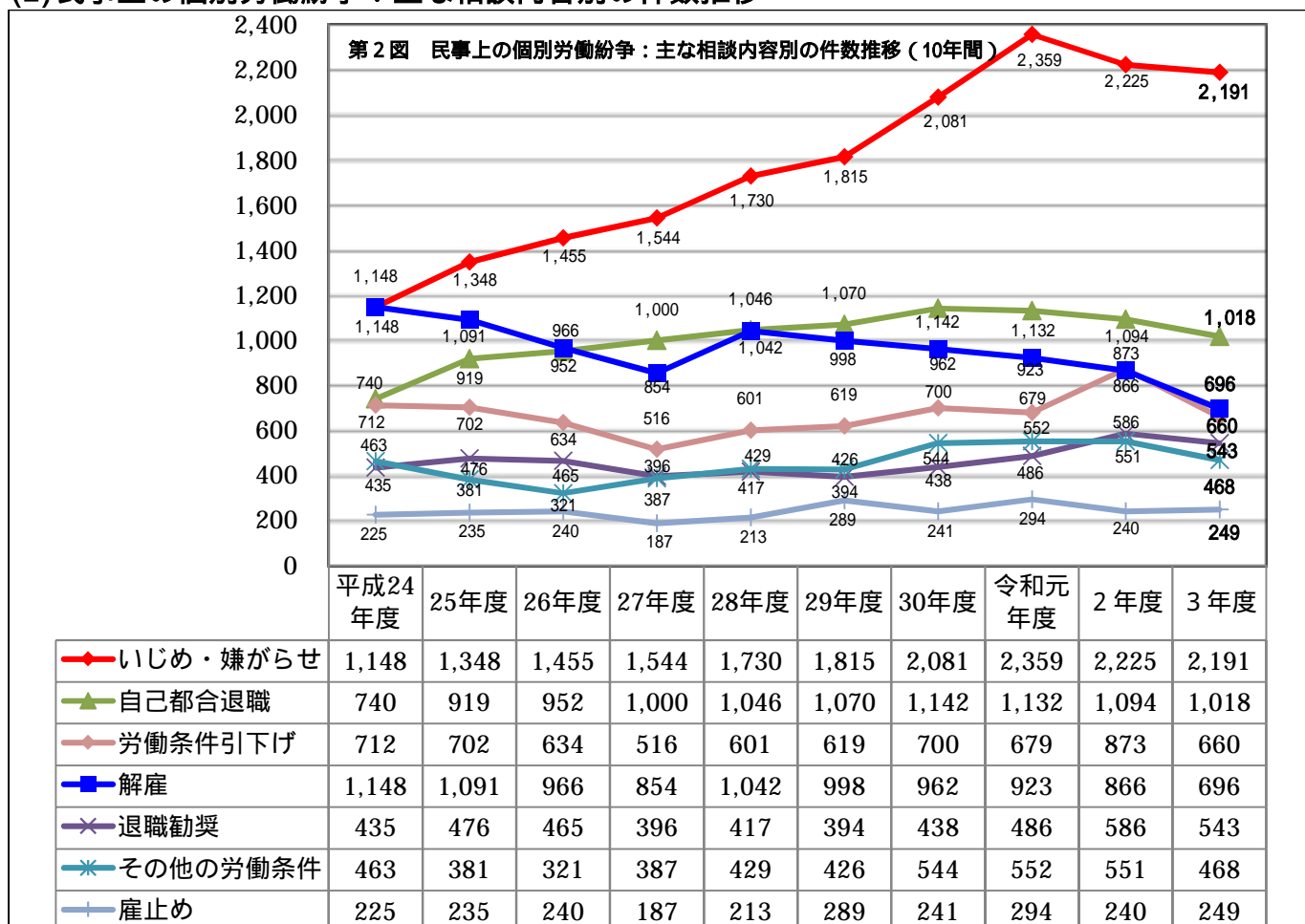
令和3年度個別労働紛争解決制度の運用状況

1. 総合労働相談

(1) 相談件数の推移

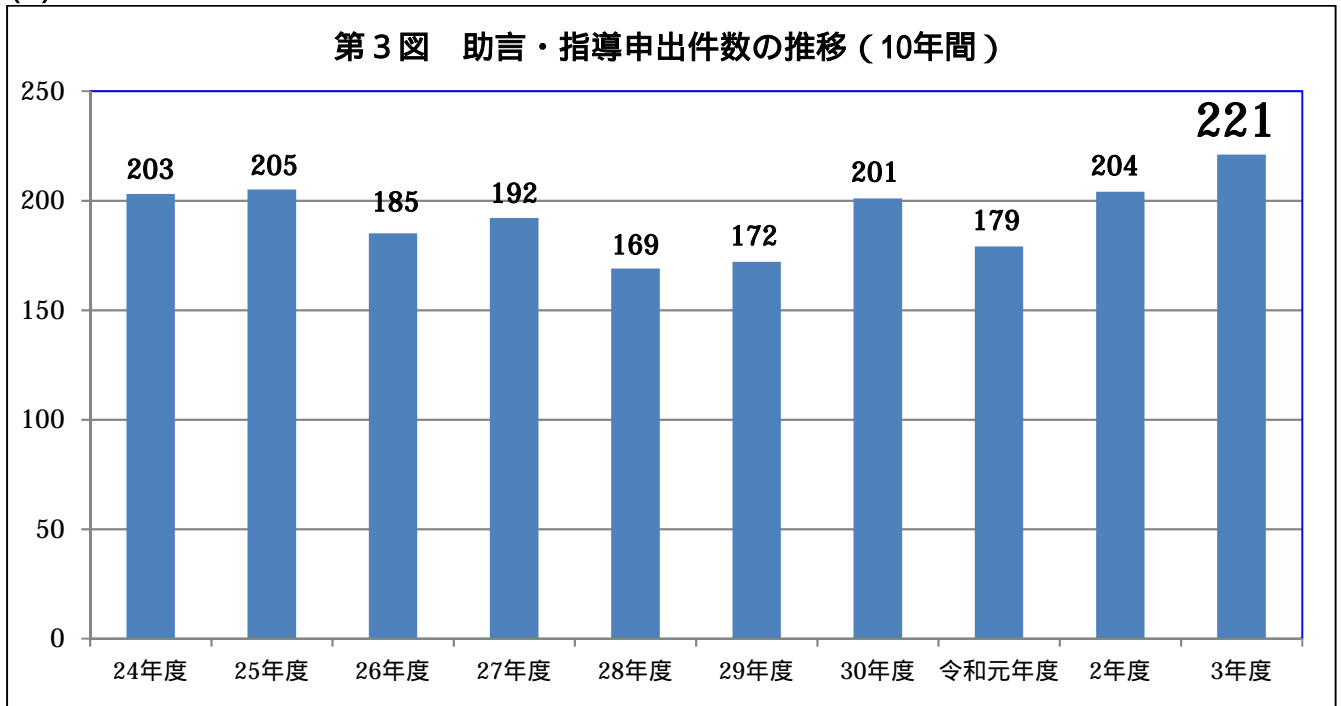


(2) 民事上の個別労働紛争：主な相談内容別の件数推移

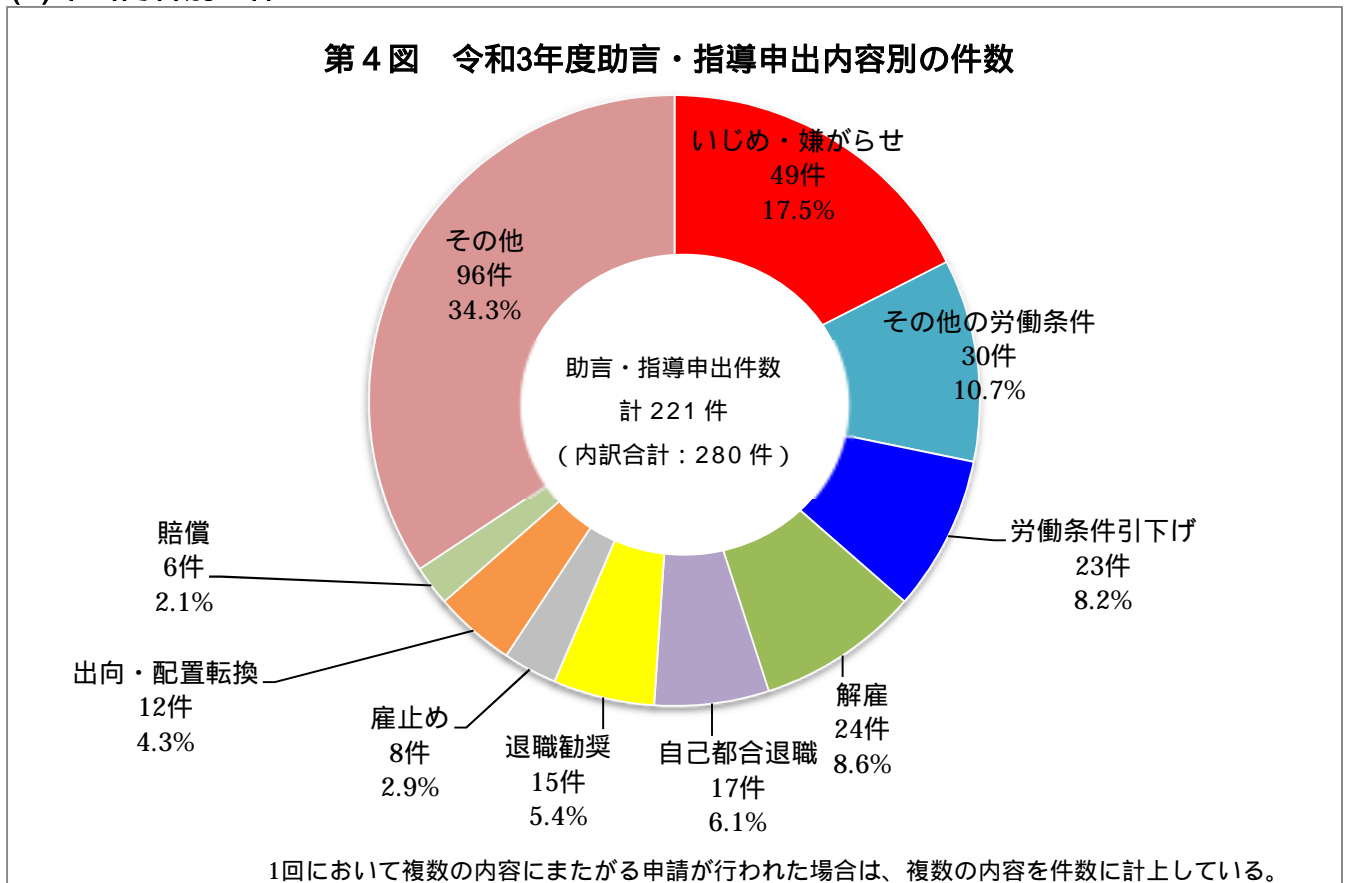


2. 助言・指導

(1) 申出件数の推移



(2) 申出内容別の件

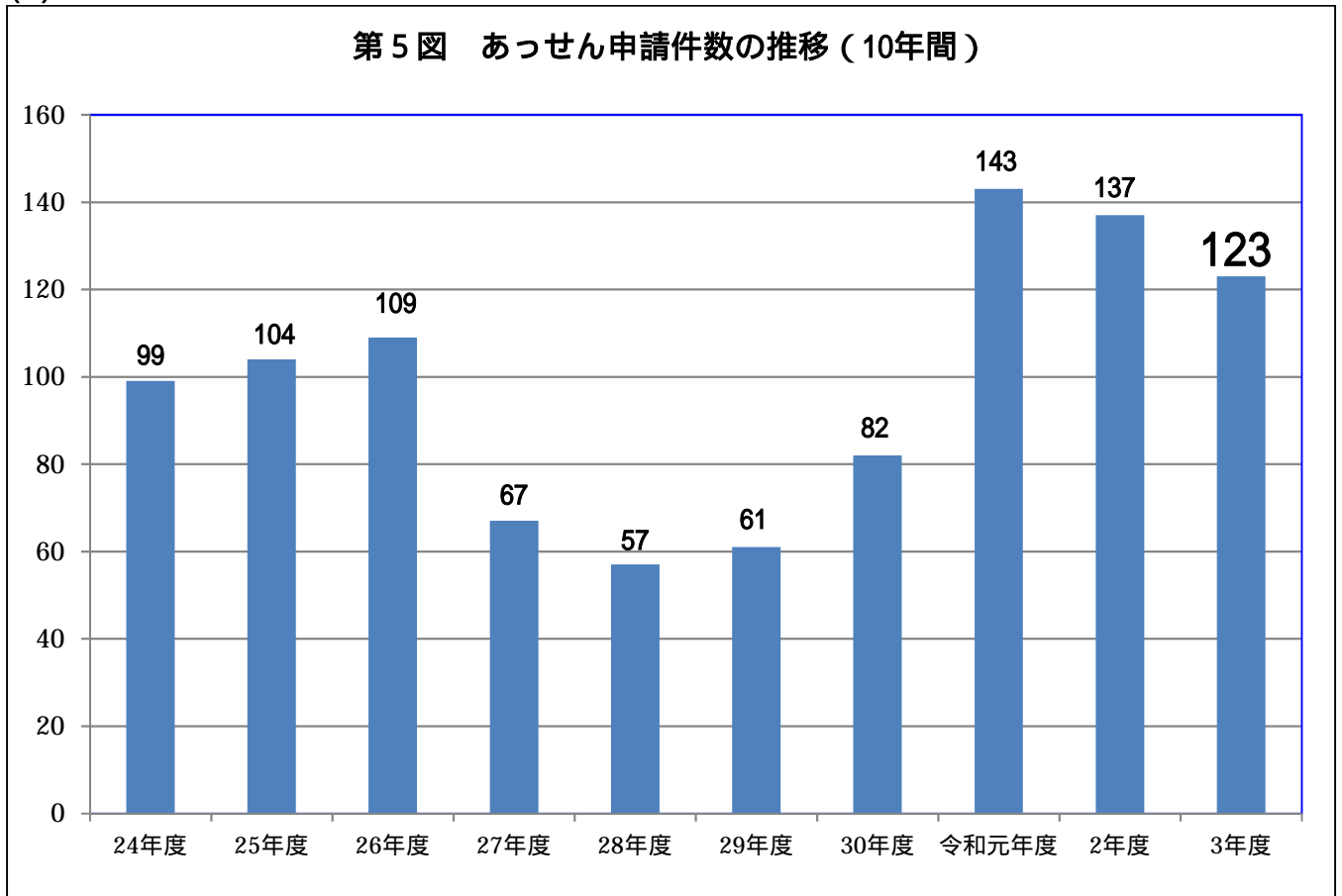


(3) 処理状況

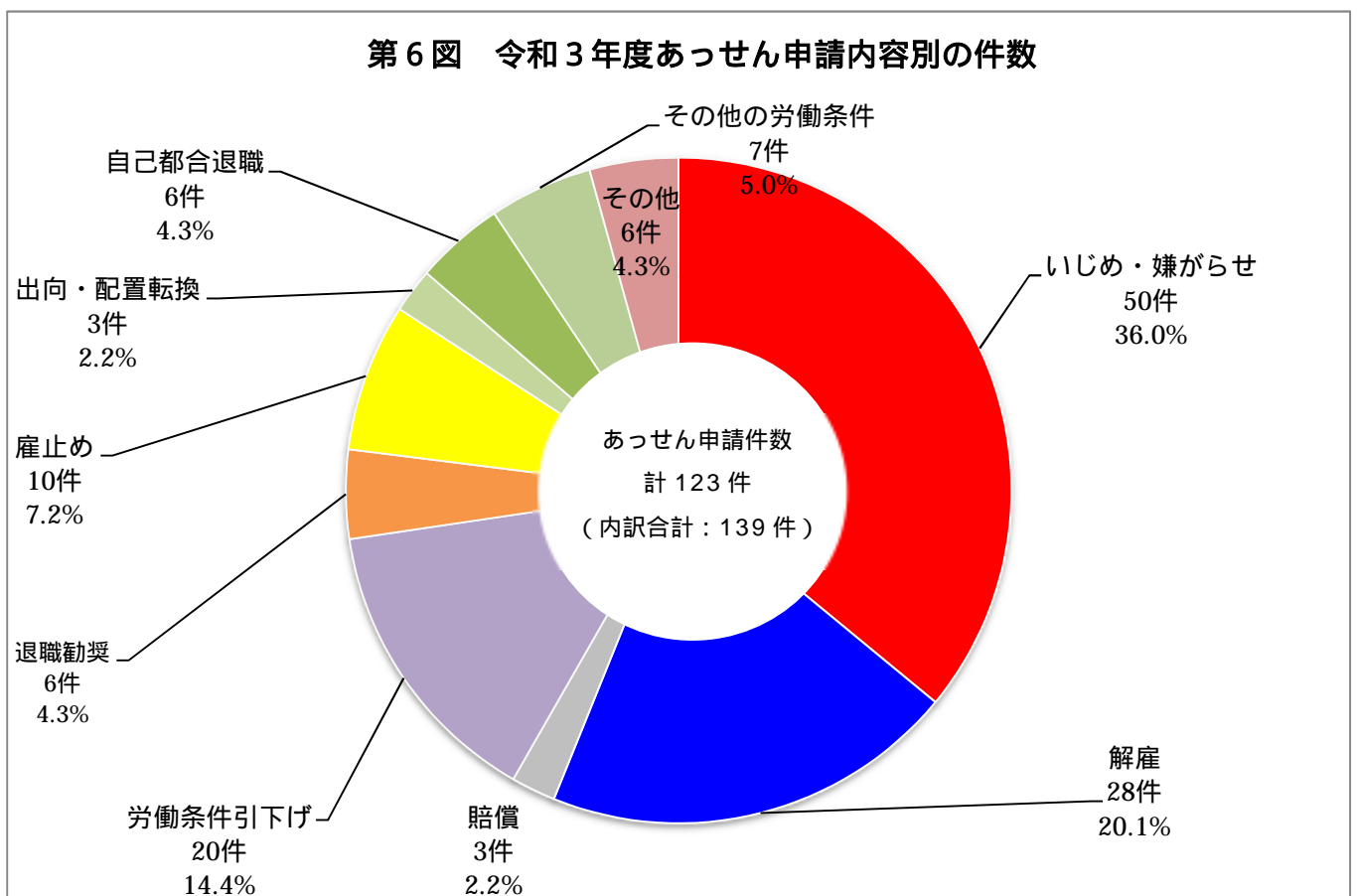
助言・指導の申出	処理終了件数	225 件（うち 1 ヶ月以内に処理 225 件（100%））		
	助言・指導の実施	取下げ	打切り	その他
	225 件	0 件	0 件	0 件

3. あっせん

(1) 申請件数の推移



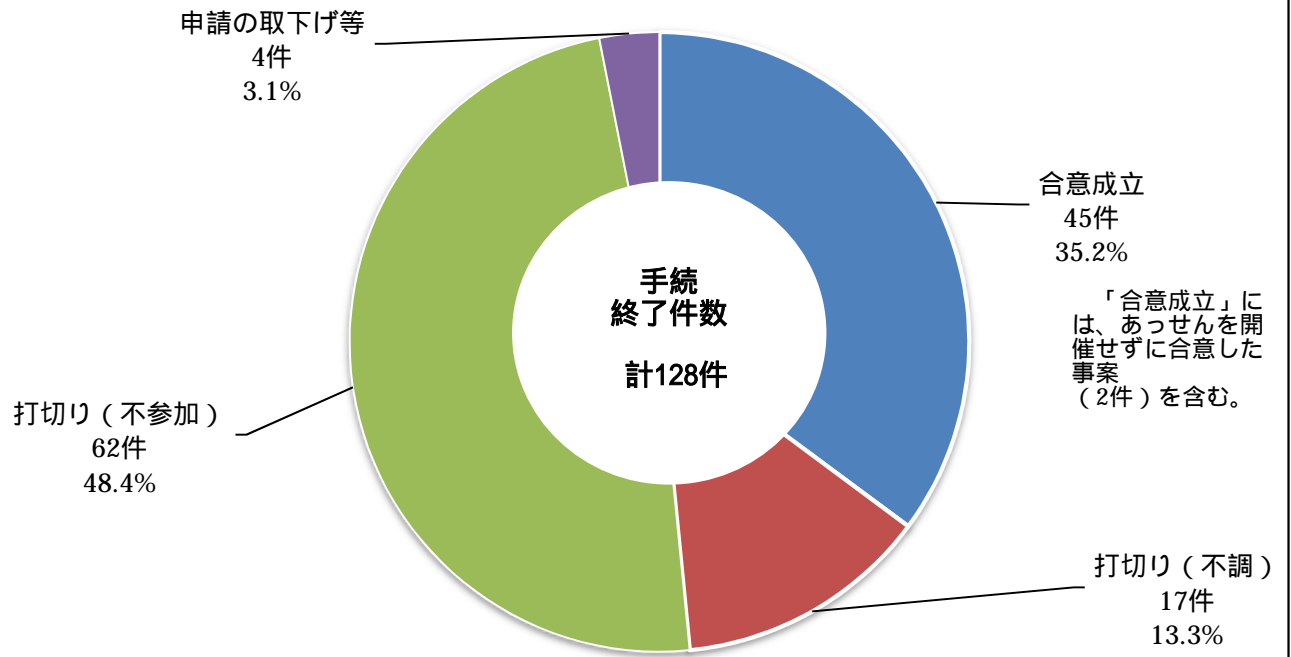
(2) 申請内容別の件数



1回において複数の内容にまたがる申請が行われた場合は、複数の内容を件数に計上している。

(3) 処理状況

第7図 令和3年度あっせん手続の終了区分



個別労働紛争解決制度の運用状況（令和3年度）

1 総合労働相談に関する事項

(1) 相談者の種類 計 23,566 件	労働者（求職者） 14,398 件	事業主 5,797 件	その他 3,371 件
--------------------------	----------------------	----------------	----------------

2 民事上の個別労働関係紛争に係る相談件数

(1) 相談者の種類 計 5,838 件	労働者（求職者） 4,741 件	事業主 545 件	その他 552 件
(2) 相談者の就労状況 計 5,838 件	正社員 1,635 件	短時間労働者 860 件	派遣労働者 269 件
	有期雇用労働者 412 件	その他 63 件	不明・未確認 2,599 件
(3) 紛争の内容 内訳が複数にまたがる事案もあるため合計が 7,276 件となります。	1. いじめ・嫌がらせ 2,191 件	2. 自己都合退職 1,018 件	3. 解雇 696 件
	4. 労働条件引下げ 660 件	5. 退職勧奨 543 件	6. その他の労働条件 468 件
	6. 出向・配置転換 261 件	8. 雇止め 249 件	7. 賠償 229 件
	10. その他 961 件		

3 助言・指導申出件数

(1) 申出件数 計 221 件	労働者（求職者） 221 件	事業主 0 件	その他 0 件
(2) 労働者の就労状況 計 221 件	正社員 95 件	短時間労働者 35 件	派遣労働者 30 件
	有期雇用労働者 17 件	その他・不明 44 件	
(3) 紛争の内容 内訳が複数にまたがる事案もあるため合計が 280 件となります。	1. いじめ・嫌がらせ 49 件	2. その他の労働条件 30 件	3. 解雇 24 件
	4. 労働条件引下げ 23 件	5. 自己都合退職 17 件	6. 退職勧奨 15 件
	7. 出向・配置転換 12 件	8. 雇止め 8 件	9. 賠償 6 件
	10. その他 96 件		

4 あっせん申請件数

(1) 受理件数 計 123 件	労働者（求職者） 123 件	事業主 0 件	労使双方 0 件
(2) 労働者の就労状況 計 123 件	正社員 64 件	短時間労働者 33 件	派遣労働者 6 件
	有期雇用労働者 15 件	その他・不明 5 件	
(3) 紛争の内容 内訳が複数にまたがる事案もあるため合計が 139 件となります。	1. いじめ・嫌がらせ 50 件	2. 解雇 28 件	3. 労働条件引下げ 20 件
	4. 雇止め 10 件	5. 退職勧奨 6 件	6. 自己都合退職 6 件
	6. 出向・配置転換 3 件	8. 賠償 3 件	9. その他の労働条件 7 件
	10. その他 6 件		
(4) 手続きを終了した件数 計 128 件	あっせん案の受諾、その他紛争当事者間の合意の成立		45 件
	打切り（不調、不参加）		79 件
	申請の取下げ等		4 件

令和3年度助言・指導及びあっせんの事例

【助言・指導の事例】

事例1: 「いじめ・嫌がらせ」についての助言・指導	
事案の概要	申出人は、上司から「お前はいない」などと暴言を受けるなどしたため、精神的なダメージを受け、上司が怖くて出勤できない状態となった。会社に対して、 <u>内部の事実調査や加害者への対応を行ってもらうようにしてほしい</u> と助言・指導を申し出たもの。
助言・指導の内容・結果	被申出人に対して申出内容を伝え、申出人の意向を十分確認して、事実関係の調査を行うとともに、適切な対応を行うよう助言したところ、会社担当者による調査が実施された。社内調査の結果、 <u>申請人の主張する事実が概ね認められ、加害者に対する注意や加害者から申出人への謝罪がされるに至った。</u>
事例2: 「再雇用」についての助言・指導	
事案の概要	申出人は、会社から健康上の理由により再雇用を拒否されていた。申出人は、仕事をするのに支障はないという内容の主治医からの診断書を有しているので、会社の判断は誤っていると、 <u>就業規則に定めるとおり再雇用されるように話し合いを促してほしい</u> と助言・指導を申し出たもの。
助言・指導の内容・結果	被申出人に対して、再雇用の可否について主治医の診断書をもとに再検討するよう助言したところ、話し合いの場がもたれた。その結果、 <u>作業に支障がないように申出人が治療を進めることを条件に再雇用されるに至った。</u>

【あっせんの事例】

事例1: 「いじめ・嫌がらせ」についてのあっせん	
事案の概要	上司から毎日のように命令口調や必要以上の大声で威圧的に叱責を受けていた。これにより精神的に不安定となり休職することになったとして、 <u>慰謝料の支払いを求めたい</u> として、あっせんを申請したもの。
あっせんのポイント・結果	事業主においては、社内調査の結果、申請人の上司の指導に相当性を逸脱する言動があったと確認できなかったとしたが、紛争の早期解決のため双方に歩み寄りを促した結果、 <u>解決金として50万円を支払うこと</u> で合意した。
事例2: 「解雇」についてのあっせん	
事案の概要	申請人は、無断欠勤や社用車運転中の事故などを理由に解雇されたが、欠勤に関しては会社から了解を得ていたこと、事故に関しては、報告・謝罪をしていたことから、解雇されることに納得がいかず、 <u>経済的損害に対し、補償金の支払いを求めたい</u> として、あっせんを申請したもの。
あっせんのポイント・結果	事業主に対し、解雇の有効性は、労働契約法第16条に基づく解雇権濫用法理により判断している旨を説明し、被申請人に譲歩の余地を確認したところ <u>解決金として10万円を支払うこと</u> で合意した。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(以下、「個別労働関係紛争」という。)が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設等により総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

2 概要

(1) 紛争の自主的解決(第2条)

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等(第3条)

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言及び指導(第4条)

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん(第5条)

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

(5) 地方公共団体の施策等(第20条)

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。